

令和5年度第10回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和5年度第10回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の2名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■■■■委員、■番■■■■両委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第84号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農用地利用集積計画（第84号）について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。4-4の案件につきまして、■■■■推進委員をお願いします。
	■■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号4-4について報告します。場所は■■■の■■■方向約■■■mの県道■■■■線沿いにあります。1月18日に■■■委員と現地調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。申請地は休耕地であり駐車場として利用する目的で申請されたもので、周辺地域への影響もなく問題ないものと思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■■■番	■■■■の畑の所有者が■■■さんになっていますが、この■■■さんとのご関係を教えてください。
	■■■番	これは去年の今頃皆さんにご審議してもらって譲渡契約が終わって、現在■■■さんから■■■さんへ所有権が移転されています。

	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「非農地証明申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。1-9の案件につきまして、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 推進委員をお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 番	<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 担当の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> です。1-9について報告します。場所は役 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> より <span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 方向に <span style="background-color: black; color: black;">■■</span> kmの場所にあり、進入路としては県道 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 線の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 跡地付近より町道を <span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 方向に約 <span style="background-color: black; color: black;">■■</span> km入ったところにあります。1月17日に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 農業委員同行のもと現地確認をしました。なお申請人であります <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 氏への聞き取りにつきましては、電話にて1月18日にさせていただきました。地番 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> の地目田につきましては平成10年頃より耕作されておらず周辺農地も非農地判定がされている状況でありあります。現在は山林化しており耕作者も不在であることから農地への復元は困難であると思われます。地番 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> の地目畑につきましては平成元年ごろより労働力不足のため耕作されず放置されておりまして、現在は山林化しております。また地番 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> <span style="background-color: black; color: black;">■■</span> の地目畑についても聞き取りにより昭和後半から40年以上耕作されず放置されすでに山林化しており、いずれの農地も現状の回復により農地としての利用は困難であると思われます。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	<span style="background-color: black; color: black;">■■</span> 番	今説明があった中で現況や航空写真を見てもすでに山なので問題ないと思うんですけども、航空写真の名前が相続の関係で違うのかなと思うんですが4筆以外に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんの名義で下の方に田んぼが2筆あるんですが、この4筆だけを出したのには何か理由があるんでしょうか。
	事務局長	説明が不足していましたが、航空写真で言えばまず田の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 番地の周りにつきましては <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> 、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> はすでに非農地判定をしておりますので山林化しております。相続についても令和5年の11月8日に <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんに相続登記がされております。航空写真は前所有者の名前が表示されております。
	議 長	非農地判定をした農地の地目変更がまだされていないんですね。
	事務局長	はい、これからされる予定です。
	議 長	今回の許可と同時にされるんですね。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「非農地証明申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

		(賛成多数) 挙手多数でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	亡くなられて相続されるという順番を追ってされているんだと思うんですが、例えばその前の代から亡くなっている時にもこういう届出が出てくるんですか。
	議長	亡くなられて死亡届が出た時点で農地法に基づく相続の届出を出していただくように用紙は配っているんですが、それで出てきたものだけここに上がっていて、亡くなられても相続が確定していないものに関しては出ていないです。この■さんの94才であれば相当前に相続されたんでしょうが相続登記が令和6年までのびたのか、もめ事があって決着がつかなかったのかということなんでしょうと思います。届け出は義務化されているんですが、届けのないものも結構あるはずなんです。一つ飛び越えて次の人という訳にはいかないんですよ。そうすると相続から贈与に代わってきますので、贈与税となると110万円を超えたら贈与税の対象となってくるということになりますので、どうしても段階を踏んでいかざるを得ないんです。これとは直接関係ないんですが、被相続人が亡くなられて相続を受けて3年以内に相続登記をしないと10万円の過料という制度が今年の4月からスタートします。今まですでに被相続人が亡くなられているものであっても、今年の4月からすべてスタートしますので、今まで放置されているかたでも9年の3月31日までは登記が完了しないと10万円の過料ということになります。ですから、パトロール等で名義が三代前ぐらいの人の名前が残っているところもあると思うんですが、そういう制度がスタートしますので親切で教えてあげるのも一つの手です。現実的には誰からどうやって取るのかわかりませんが10万円の過料を取る、それと住所変更をして2年以内に住所変更登記をしなかったら5万円の過料というの合わせてスタートします。所有者不明の土地が九州全土の面積を超えるぐらいあるということで、その解消を図るために国のほうが打ち出した改正だと思えます。三代前となると兄弟や子どもが多いところは大変です。
報告第2号	議長	続きまして報告第2号「農地台帳登録申出について」の報告をお願いします。
		(事務局報告)
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	現登記地目が山林になっているが、これは変えられるんですか？
	事務局長	今回の農地台帳登録をすることになりますとそれを持って地目を変えられるということになります。
	■番	1月25日に現地を見させていただきました。■さんのお母さん立会

		<p>のもと調査しました。私が住んでいる隣の地区ですのでよく知っているんですが、■■■■は現在ハウス栽培をされています。■■■■はずっと山林でした。私も草刈りに行ったことがあるんですが、現在はぶどうの作付けをされています。これはまだ15年は経ってないと思います。■■■■の下のほうも全部ぶどうですが、これらも随分前から作られています。登記についてはもうすでに申請をされているということです。</p>
	議 長	<p>以上で本日ご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後3時7分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和6年2月27日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>